

1 第30条【指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準】

第30条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

- (1) 本条は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの全てに共通する技術上の基準について規定したものである。当該基準については、指定数量未満であれば、指定数量の5分の1未満の貯蔵又は取扱いであっても適用されるものである。
- (2) 第1号『みだりに火気を使用しない』とは、必要でない火気は使用しないということであり、火気を使用するときは、安全な場所を指定して、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。
- (3) 第2号『整理』とは、貯蔵し、又は取り扱う場所の周辺の物品の整頓のほか、接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品を同一の戸棚等で貯蔵しない(接触又は混合を生じない距離等があると認められる場合はこの限りでない。)等の措置も含むものである。『不必要的物件』とは、貯蔵し、又は取り扱う場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり可燃物に限るものではないが、その具体的な運用に当たっては、防災的な見地から判断する必要がある。例えば、原料や製品を置くための台若しくはパレット又は作業をするための机等は必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとでの空箱等不必要的ものは、速やかに整理することが必要である。
- (4) 第3号『必要な措置』とは、危険物の貯蔵及び取扱いの形態に応じ、容器の密栓、油槽のふた、バルブ等の閉鎖、小分けするときの受け皿の設置その他適正な措置を行うことをいう。
- (5) 第4号『容器』とは、危険物の品名及び危険等級危規則第39条の2に定める

危険物の等級に応じ、危規則別表第3若しくは第3の2に定める運搬容器又はこれと同等以上の強度、耐食性等を有する容器をいう。

- (6) 第5号『みだりに』とは、必要以上にという意味であり、『粗暴な行為』とは、貯蔵及び取扱いの状況に応じ、具体的な行為ごとに常識的に見て、火災予防上安全が期待できない行為をいう。例えば、第1類の危険物及び第5類の危険物にあっては衝撃を加えないこと、第4類の危険物にあっては転倒させないこと、紙袋、ガラス等破損しやすい容器にあっては特に粗暴な行為を禁止すること等について、十分な指導又は監視が必要である。
- (7) 第6号『必要な措置』とは、囲い、ネット、ロープ掛け等の固定による荷くずれ、転倒等の防止を図るほか、他の物体が落下するおそれのある場所に容器を設置しない等の措置をいう。なお、特に危険性の大きいものについては下図のような転倒防止措置を講じることが必要である。

《特に危険性が大きい危険物の容器の転倒防止措置例》

